

基金情報

No. 82

平成20年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成20年度・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	238	0	年金掛金	調定額(円) 1,030,613,128	
加入員数(人)	男子	5,273	14	収納額(円) 1,021,035,872	
	女子	2,223	-4	収納率 99.07%	
	計	7,496	10	事務費掛金調定額(円) 41,733,768	
平均標準給与月額(円)	男子	344,609	-556	資産運用	信託資産額(時価) 244億0,035万円
	女子	231,786	-69		修正総合利回り -17.24%
	計	311,150	-306		ベンチマーク差 -0.16%
受給者数(人)	5,805	16	慶弔金の支給件数・金額	35件44万円	
平均年金額(円)	491,305	-75	年金相談件数	482件	

適用関係

「賞与」について

■賞与

年3回以下(毎年7月1日現在で前1年間の賞与の支給回数が3回以下である)の賞与・決算手当等を「賞与」とし、支給時には「賞与支払届」を提出する必要があります。

賞与支給月は、実際の賞与支給額から千円未満の端数を切り捨てた額(一定の上限額あり)を「標準賞与額」として掛金(保険料)を納めていただくこととなります。

なお、年4回以上支給(就業規則等で明確に定められている場合など)される賞与・決算手当等については年間賞与額の1ヶ月平均額を各月の給与に含めて「標準報酬月額」が決定され、毎月の掛金(保険料)として納めていただくこととなりますが、支給回数が4回以上であっても、その年に限って臨時的・一時的に支給された場合等は、賞与として取り扱われます。

■標準賞与額の上限

標準賞与額は、厚生年金保険・厚生年金基金・健康保険それぞれに上限が設けられています。

(1) 厚生年金保険・厚生年金基金の上限

賞与支給1回あたり150万円です。なお、同一月に2回以上賞与が支給された場合は、合算して150万円を上限として標準賞与額を算出します。

(2) 健康保険の上限

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間の累計で540万円です。年間の累計で算出されるため、同年度の2回目以降の賞与支給の際は注意が必要です。

■賞与にかかる掛金(保険料)

賞与にかかる掛金(保険料)は、毎月の給与にかかる掛金(保険料)と同様に、資格取得月から資格喪失月の前月までの間に支給された賞与が対象となります。賞与にかかる掛金(保険料)の算出方法は、毎月の給与にかかる掛金(保険料)と同様に、厚生年金保険・厚生年金基金・健康保険それぞれの掛金(保険料)率を乗じて算出します。

(平成20年9月1日現在の率)

【厚生年金保険】(毎月の給与にかかる率と同率)
保険料：1000分の115.5(事業主・本人折半負担)

【厚生年金基金】

掛金：1000分の38(事業主・本人折半負担)
* 毎月の給与にかかる率は1000分の71
(事業主負担1000分の52、本人負担1000分の19)

【健康保険】(毎月の給与にかかる率と同率)

保険料：1000分の79(事業主・本人折半負担)
介護保険：1000分の11.3(事業主・本人折半負担)

■資格取得および資格喪失時の掛金(保険料)

毎月の給与にかかる掛金(保険料)と同様に、賞与にかかる掛金(保険料)は、資格取得日の属する月から資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月までとなります。したがって、資格喪失日が12月21日(退職日は12月20日)の人が、12月中に賞与支給があった場合、賞与支給日が退職日前でも後でも12月中に支給される賞与にかかる掛金(保険料)はありません。

■育児休業中の掛金(保険料)免除

毎月の給与にかかる育児休業中の掛金(保険料)免除期間同様に、賞与にかかる育児休業中の掛金(保険料)免除期間は、「育児休業の開始日の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで」です。例えば、育児休業の開始日が12月15日である場合、12月10日に支給された賞与は、育児休業の開始日前に支給されていても掛金(保険料)は免除されません。また、育児休業の終了が12月26日の場合は、その翌日の属する月の前月である11月分までが免除対象となるため、12月中に支給される賞与は免除対象にはならないので注意が必要です。

■賞与支払届の提出

賞与を支給した際には、支給日から5日以内に「賞与支払届」に総括表を添付して社会保険事務所、厚生年金基金、健康保険組合等に提出が必要になります。

注) 健康保険の標準賞与の上限を超えた場合や資格喪失日の前日までに支給された賞与(健康保険の年間賞与累計の対象となるため)および育児休業の保険料免除期間中に支給された賞与についても「賞与支払届」の提出が必要になります。

また、平成19年4月からの70歳以上の在職老齢年金の導入により昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の被用者に該当する人に賞与が支給された場合は、健康保険へ提出する「賞与支払届」とは別に社会保険事務所に「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出が必要になります。

当基金では、賞与支給予定月の前月中旬に各事業所へ「賞与支払届」(5枚複写：基金分2枚、健保分2枚、社保分1枚)と「総括表」(3枚複写：各1枚)をお送りしておりますがお手元がない場合や必要を要した際には、届書をお送りいたしますので、当基金までご連絡ください。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。**
この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

＜口座振替銀行＞

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合（※）、農業協同組合（※）などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）（※）一部の金融機関は除きます。

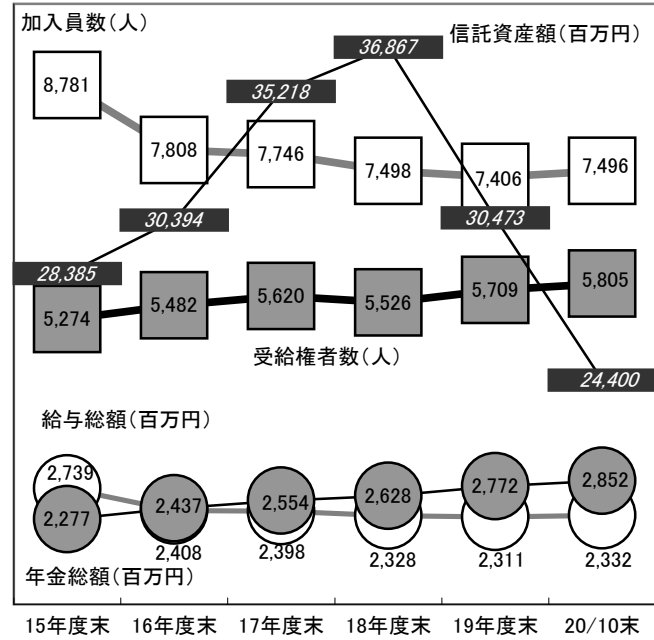
詳しくは当基金までお問合せください。

***11月分の掛金納入期限は、1月5日となりますので、ご協力お願いいたします。**

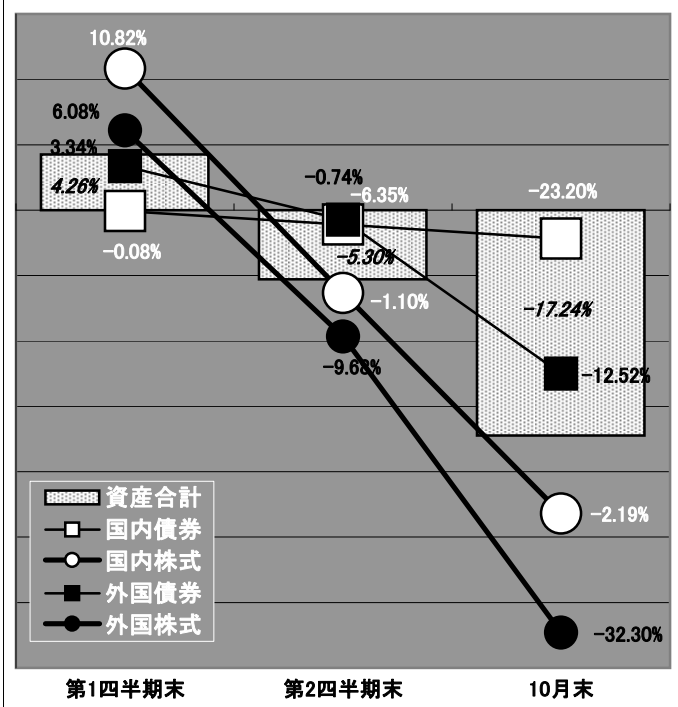
設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	光ガラス(株)	四街道市もねの里	H20.10.14
所在地変更	(株)ビューロマップ	文京区湯島	H20.9.26
代表者変更	(有)松崎興産	松崎 良輔	H20.10.2
代表者変更	東日本硝子業厚生年金基金	鈴木 竹敏	H20.10.1

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



年末年始の業務予定

年末:平成20年12月26日(金)まで

年始:平成21年1月5日(月)から

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています

創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>